




益城町における 復旧・復興事業の状況と 今後の見通し

令和2年（2020年）7月末現在

この資料は、益城町で実施している、又は実施予定の復旧・復興のための基盤等の整備に関するスケジュールを一覧にして整理し、住民の皆様にお知らせするものです。

記載内容は公表時点におけるスケジュール（予定）を記載しているものであり、状況に応じて変更する可能性がありますのでご了承ください。この資料については定期的な見直しを行い、公表していく予定です。

※資料の見方

-  スケジュールの見通しが立っている工事や事業に関するもの
-  工事や事業の実施に係る準備や調整に関するもの
-  具体的なスケジュールが決まっていないもの

令和2年3月末時点版から令和2年7月末時点版における**主な変更点**

事業名	変更点	ページ数
道路復旧事業（町道）	工事完了：185箇所 ⇒ 188箇所 （対象197箇所）	1
河川復旧工事（町事業）	・対象箇所27箇所、契約済み：26箇所、工事完了：26箇所 ・未完了だった箇所について、他事業により改良復旧を行うことに決定しました。 ・進捗状況の公表は今回までといたします。	1
住宅耐震化支援事業	・令和2年度の申請を受け付け中です（4月1日～12月28日）	3
複合施設（中央公民館、男女共同参画センター、地域ふれあい交流館）整備事業	令和2年7月に基本設計業務に着手し、同年12月には完了する予定です。	4
総合体育館復旧事業	・令和2年7月7日に供用開始しました。 ・進捗状況の公表は今回までといたします。	4
コミュニティ施設復旧事業	・申請件数：50件 ⇒ 55件 ・完了件数：49件 ⇒ 52件	5
県道益城菊陽線拡幅整備事業（惣領地区）	令和2年度内には用地取得交渉を完了し、令和3年度以降に惣領橋の橋梁工事、歩道整備の工事に着手予定です。	6
益城中央被災市街地復興土地区画整理事業	・令和2年7月に第4期仮換地指定を行いました。 ・造成工事が終わり次第、順次宅地の引渡しを行っていきます。	7
新住宅エリア整備事業	・宮園一ノ迫地区計画（宅地96区画、店舗5区画）の造成工事は令和3年3月に完了の予定です。 ・新住宅エリアのその他の地区についても地区計画の相談があり、関係機関と協議を行っております。	7

益城町における復旧・復興事業の状況と今後の見通し（令和2年7月末現在） (2/9)

※実施スケジュールについては、工事受託業者不足等により遅れる可能性もあります。

分類	事業	担当課・係	事業概要 (被災状況、復興目標)	現時点の状況 (令和2年7月末時点)	今後の事業実施方針	実施スケジュール (1Q:4月~6月 2Q:7月~9月 3Q:10月~12月 4Q:1月~3月)																備考	
						平成30年度				平成31年度/令和元年度				令和2年度				令和3年度					令和4年度以降
						1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q		
下水道	下水道復旧事業	下水道課 工務係	被災した下水道施設・管渠の復旧 を行っています。 (被災管渠延長 22,389m)	被災管渠延長：22,389m 工事予定延長：22,270m 廃工：119m 契約済み：22,389m 工事完了：21,847m	・平成31年度/令和元年度中に発注完了、 令和2年度中には工事完了の予定 です。																		
	水道	水道復旧事業	水道課 工務係	被災した水道施設・管渠の復旧 を行っています。 (被災管渠延長 11,856m)	被災管渠延長11,856m 契約済み：11,846m 工事完了：11,836m	・令和2年度に すべて工事完了予定 です。 ・(道の上～第一畑中橋：約190m) 第一畑中橋は橋梁及び付近の配管工事を発注済みだが、 県の橋梁復旧工事に合わせて施工するので、雨天も重なり遅れ 気味。 年内には完了予定。																	
宅地・住宅復旧	被災宅地復旧支援事業 ※復興基金事業	復旧事業課 宅地復旧係	宅地の復旧に要する費用を補助 します。(擁壁の復旧工事、地盤復 旧工事、住宅基礎のジャッキアップ 工事、旧擁壁の撤去工事など) ※県の復興基金事業を活用。	役場仮設庁舎の南館で受付を 行っています。	・令和3年度まで申請を受け付けてい く予定です。 ※ただし、令和元年度未までに事 前申し込みを受け付けた分を令 和3年度まで事業実施予定。																		
	宅地耐震化推進事業 ①大規模盛土造成地 滑動崩落防止事業 ②制度拡充分(避難 路に接する擁壁復 旧)	復旧事業課 宅地復旧係	①3,000㎡以上、10戸以上又は 盛土5㎡以上、5戸以上の宅地で 避難路への影響のある擁壁を復 旧します。 ②擁壁の高さ2m以上かつ2戸以 上が連なる宅地で避難路に影響 のある擁壁を復旧します。	①契約済み：39箇所 工事完了：1箇所 (対象全39箇所) ②契約済み：21箇所 工事完了：18箇所 (対象全21箇所)	①令和2年度までの全件工事完了 を目指します。 ②令和2年度までの全件工事完了 を目指します。																		
	がけ地近接等危険住 宅移転事業	復旧事業課 建築係	①災害区域 ②がけ条例により建 築を制限している区域 ③土砂災 害特別警戒区域 ①②③のいずれかの区域に存する 既存不適格住宅の移転に要する 費用を補助します。 (既存住宅除去費等の補助及び 住宅の建設や購入に際して借入 を行った場合の利子分の助成など)	役場仮設庁舎の南館で受付を 行っています。	・引き続き申請を受け付けてい きます。 ※事業の詳細については、復旧事業課 建築係 にご確認ください。																		

益城町における復旧・復興事業の状況と今後の見通し（令和2年7月末現在） (3/9)

※実施スケジュールについては、工事受託業者不足等により遅れる可能性もあります。

分類	事業	担当課・係	事業概要 (被災状況、復興目標)	現時点の状況 (令和2年7月末時点)	今後の事業実施方針	実施スケジュール (1Q: 4月~6月 2Q: 7月~9月 3Q: 10月~12月 4Q: 1月~3月)																備考	
						平成30年度				平成31年度/令和元年度				令和2年度				令和3年度					令和4年度以降
						1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q		
宅地・住宅復旧	土砂災害特別警戒区域内住宅再建支援事業 ※復興基金事業	復旧事業課 建築係	土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内の自己用住宅に区域指定前から居住し、熊本地震により半壊以上の被害を受け、再建（移転、建替え）が必要となった方の移転に要する費用を補助します。 ※県の復興基金事業を活用します。	役場仮設庁舎の南館で受付を行っています。	・引き続き、申請を受け付けていきます。 ※なお、令和3年度以降の申請の可否等については、復興基金事業の今後の動向にあわせて対応していきます。	交付申請受付 ※令和3年度以降については、復興基金事業の動向にあわせて対応																	
	住宅耐震化支援事業 ※復興基金事業	復旧事業課 建築係	戸建て木造住宅の耐震改修設計、耐震改修工事、建替え工事、及び耐震シェルター工事等を行う場合に、その費用の一部を補助します。 ※県の復興基金事業を活用します。	令和2年度の申請は、現在受付中です。	・令和2年度は、令和2年4月1日～令和2年12月28日までを申請期間として受付を行います。 ・令和3年度は4月1日から12月28日まで申請受付を行う予定です。 ※なお、令和3年度以降の申請の可否等については、国庫補助や復興基金事業の今後の動向にあわせて対応していきます。	交付申請受付																	
農地	農地等復旧事業 ※一部復興基金事業	復旧事業課 農林整備係	【災害復旧工事】被災した農地等の復旧工事を行います。 【農地自力復旧事業】農家自らが行う小規模な農地等の復旧工事に要する費用を補助します。 【小規模農業用水路・農道の早期復旧支援事業】関係者自らが行う小規模な農業用水路・農道の復旧工事に要する費用を補助します。 ※農地自力復旧事業及び小規模農業用水路・農道の早期復旧支援事業については、県の復興基金事業を活用します。	災害復旧事業として査定を受けた農地64ヶ所、農業用施設158ヶ所について順次工事を行っています。 契約済み：221箇所(県への工事委託分27ヶ所を含む。) 工事完了：215箇所 工事未契約：1箇所 農地自力復旧事業補助金については、役場仮設庁舎の南館で受付を行っています。 小規模農業用水路・農道の早期復旧支援事業については、役場仮設庁舎の南館で受付を行っています。	・災害復旧工事については、令和2年度中の完了を目指していきます。 ・農地自力復旧事業については、引き続き、申請を受け付けていきます。 ・小規模農業用水路・農道の早期復旧支援事業については、引き続き申請を受け付けていきます。	【災害復旧工事】 令和2年度に工事完了（予定） 【農地自力復旧事業】 交付申請受付 ※令和2年度も引き続き、申請を受け付けていきます 【小規模農業用水路・農道の早期復旧支援事業】 交付申請受付 ※令和2年度も引き続き、申請を受け付けていきます																	農地自力復旧事業及び小規模農業用水路・農道の早期復旧支援事業については、基金の申請数及び県の予算状況次第では令和2年度で終了の可能性有
施設復旧	公共施設 役場庁舎復旧事業	新庁舎等建設推進課・新庁舎等建設推進係	被災して使用できなくなった役場庁舎の解体及び新築を行います。	新庁舎に必要な機能や配置計画、外観イメージなどをまとめた「新庁舎基本設計」を令和2年1月に作成しました。現在は、詳細な設計である実施設計を進めています。	・令和2年秋ごろまでに実施設計及び建設事業に必要な費用の積算を完了させる予定です。 ・令和2年度末に建設事業に着手し、令和4年度からの新庁舎供用開始を目指します。	解体工事 (平成30年7月末完了) 基本・実施設計 令和2年度～令和4年度に 新築工事実施（予定）																	

分類	事業	担当課・係	事業概要 (被災状況、復興目標)	現時点の状況 (令和2年7月末時点)	今後の事業実施方針	実施スケジュール (1Q: 4月~6月 2Q: 7月~9月 3Q: 10月~12月 4Q: 1月~3月)																備考	
						平成30年度				平成31年度/令和元年度				令和2年度				令和3年度					令和4年度以降
						1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q		
施設 復旧	自治公民館 復旧事業 ※復興基金事業	生涯学習課 生涯学習係	町内の自治公民館の復旧に要する費用を補助します。 ※県の復興基金事業を活用します。	復興基金事業の要項に沿って事業を行っています。 (予定件数: 51件、完了件数: 47件)	・引き続き、申請を受け付けていきます。 ※なお、令和3年度以降の実施については、復興基金事業の動向に合わせて対応していく予定です。	[スケジュールチャート]																	
	コミュニティ施設 復旧事業 ※復興基金事業	生涯学習課 生涯学習係	地域・集落におけるコミュニティの場として長年利用されてきた施設の復旧に要する費用を補助します。 ※県の復興基金事業を活用します。	復興基金事業の要項に沿って事業を行っています。 (予定件数: 76件、申請件数: 55件、完了件数: 52件)	・引き続き、申請を受け付けていきます。 ※なお、令和3年度以降の実施については、復興基金事業の動向に合わせて対応していく予定です。	[スケジュールチャート]																	
	消防詰所復旧事業 ※復興基金事業	危機管理課 危機管理係	各地域の消防詰所の復旧を行っています。 ※県の復興基金事業を活用します。	順次復旧事業を実施しています。 (予定箇所数: 12件、完了箇所数: 3件)	・順次、各地域の消防詰所の復旧を進めていきます。(平成29年度から令和3年度にかけて実施予定です。)	[スケジュールチャート]																	
	共同墓地復旧事業 ※復興基金事業	復旧事業課 宅地復旧係	集落共有の墓地における、通路部分や擁壁等の共有部分の復旧に要する経費を補助します。 ※県の復興基金事業を活用します。	役場仮設庁舎の南館で受付を行っています。	・引き続き申請受付を継続していきます。 ※なお、令和3年度以降の実施については、復興基金事業の動向に合わせて対応していく予定です。	[スケジュールチャート]																	
内水 氾濫 対策	内水氾濫 対策事業	下水道課 内水対策係	平成30年度に作成した雨水総合管理計画に基づき、ポンプの都市計画決定等を令和元年度に行い、令和2年度からポンプ工事に着手し、令和7年度までの完成を目指し、浸水被害の防止に努めます。	河川からの逆流を防止するため、河川吐口にフラップゲート等設置のための設計・工事等を行っています。 応急的な排水機能回復工事に向けた測量設計・工事を行っています。	(1) フラップゲートの設置: 河川吐口にフラップゲートを設置 河川からの逆流を防止します。 (2) ポンプによる強制排水: 3地区(妙見・福富・安永)の排水路にポンプを設置し、河川に強制排水する。	[スケジュールチャート]																	

分類	事業	担当課・係	事業概要 (被災状況、復興目標)	現時点の状況 (令和2年7月末時点)	今後の事業実施方針	実施スケジュール (1Q:4月~6月 2Q:7月~9月 3Q:10月~12月 4Q:1月~3月)																備考	
						平成30年度				平成31年度/令和元年度				令和2年度				令和3年度					令和4年度以降
						1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q		
道路	都市計画道路益城中央線（県道熊本高森線）拡幅整備事業	熊本県益城復興事務所 街路工務課 街路用地課 ※町側は復興整備課復興まちづくり推進室が担当	益城町広崎（熊本市境）から益城町寺迫（国道443号線との交差点）までの約3.5kmについて拡幅等の整備を行います。（4車線、幅員27m）	用地取得交渉を継続して行っております。 平成31年（2019年）1月に着工したモデル地区を含め548mの歩道部を開通。その他17箇所1,043mの間で、現在、工事を進めています。	・平成29年10月から地権者の方へ伺い、用地取得交渉を行っています。今後も引き続き、用地取得交渉・契約を行っていきます。 ・事業効果の早期発現を目指すとともに、事業用地引き渡し後、順次迅速に工事着手を行っていきます。																		
	県道益城菊陽線拡幅整備事業（惣領地区）	町側は都市建設課工務係が担当	県道益城菊陽線（惣領地区）について、惣領交差点より南の区間の拡幅等の整備（歩行者・自転車の通行空間確保等）を熊本県が事業主体として進めています。	事業主体である熊本県により、用地交渉が進められています。また、惣領橋の橋梁工事は、令和2年度までには着工する予定でしたが、入札不落等を受け、実施方針の検討がなされています。	令和2年度内には用地取得交渉を完了し、令和3年度以降に惣領橋の橋梁工事、歩道整備の工事に着手予定です。																		
	国道443号拡幅整備事業（寺迫地区）	町側は都市建設課工務係が担当	国道443号（寺迫地区）について、寺迫交差点より南の未整備区間の改良等の整備（安全・安心な通行機能確保等）を熊本県が事業主体として進めています。	都市計画道路益城中央線（県道熊本高森線）の拡幅整備に伴う取付道路区間として整備が予定されています。	・都市計画道路益城中央線（県道熊本高森線）の拡幅整備の進捗に併せて事業を進めていきます。																		
復興事業	都市計画道路整備事業（幹線道路4路線）	復興整備課復興工務係 都市建設課都市計画係	町道横町線、国道443号と県道益城菊陽線をつ結ぶ東西線、町道グランメッセ木山線と県道熊本高森線をつ結ぶ南北線、第二南北線の4路線の整備を行います。	東西線の馬水・安永区間以外の測量設計が完了しました。また、境界立会についても概ね完了しました。 現在、横町線、東西線、第2南北線の土地評価および建物調査を実施しています。完了したところから用地交渉を進めていきます。	・用地測量、移転補償費算定のための建物等調査を行い、用地交渉に取り組んでいます。 ・測量・設計、用地交渉を進め、着手可能な箇所から順次工事に着手していきます。 ・用地がある程度取得でき次第、道路工事に着手していきます。 ・事業認可区間を一部延長します。																	※個別路線のスケジュールについては、別途お知らせします。	
	住宅地内狭あい道路拡幅・避難路整備事業	復興整備課復興工務係まちづくり推進室 都市建設課都市計画係	住宅地内の狭あい道路（4m未満の生活道路）について、緊急時の避難路や緊急車両の通行路として機能するよう、拡幅等の整備を行います。	各地区のまちづくり協議会からの避難路整備に係る提案を具体化していくための復興まちづくり計画を策定しました。 全49件の整備予定避難路のうち、13件は工事発注（内6件は工事完了）、21件は測量・設計完了。（着手済み：34件/49件） 広崎地区、福富地区に、まちづくり提案を基本とした地区計画を都市計画決定しました。	・随時、復興まちづくり計画の見直しを行っていきます。 全49件の整備予定避難路のうち、13件は工事発注（内6件は工事完了）、21件は測量・設計完了。（着手済み：34件/49件） ・まちづくり提案をいただいた内容を実現していくために地区計画制度を活用し、計画で指定する範囲内で今後新設される道路、公園、建築物などに関するルールを定めています。																		
	道路																						

分類	事業	担当課・係	事業概要 (被災状況、復興目標)	現時点の状況 (令和2年7月末時点)	今後の事業実施方針	実施スケジュール (1Q: 4月~6月 2Q: 7月~9月 3Q: 10月~12月 4Q: 1月~3月)																備考	
						平成30年度				平成31年度/令和元年度				令和2年度				令和3年度					令和4年度以降
						1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q		
復興事業	生活地区 益城中央被災市街地復興土地区画整理事業	熊本県益城復興事務所 区画整理工務課 区画整理用地課 復興整備課 まちづくり推進室	都市拠点にふさわしい行政・商業・サービス・交通結節等、高次の都市機能を誘導するとともに、快適で災害に強いまちづくりの実現に向け、道路や公園等、公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図ります。	第4期仮換地指定を行いました。 仮換地指定を行った箇所については、工事の準備ができ次第、順次工事に着手していき、造成工事が終わ次第、順次宅地の引渡しを行っています。 第5期以降の仮換地指定に向けて、引き続き仮換地（案）の個別説明や調整を進めています。	・仮換地指定を行った箇所については、移転補償契約等の進捗に応じて、隣接する道路等もあわせて、造成工事に着手していき、造成工事が終わ次第、順次宅地の引渡しを行っています。 ・令和10年3月末までの事業施行期間を予定しています。																		
	生活地区 新住宅エリア整備事業	都市建設課 都市計画係	住まいの再建のために、既存市街地の復旧・復興事業の状況にあわせて、復興に寄与する住宅や商業、サービス、防災・公共機能等を配置するエリアの整備を進めていきます。	新住宅エリアの整備に向けて基本方針を策定し、民間活力による住宅地開発の検討を進めています。 宮園一ノ迫地区計画（宅地96区画、店舗5区画）令和3年3月に造成工事完了予定。	・新住宅エリア内の他地区においても、地区計画の相談があり、関係機関と協議を行っております。 ・町道整備（幹線道路整備）等に併せて住宅等開発の基礎となる下水道などの都市インフラの整備を検討しています。																		
	避難地 避難地整備事業	復興整備課 復興工務係 まちづくり推進室 都市建設課 都市計画係 危機管理課 危機管理係	住宅地内の生活に身近な避難地を整備していきます。	各地区のまちづくり協議会からの避難地整備に係る提案を具体化していくための復興まちづくり計画を策定しました。 全22件の整備予定避難地のうち、17件は工事発注（内16件は工事完了）、2件は測量・設計完了、1件は測量設計中。 （着手済み：20件/22件） 広崎地区、福富地区に、まちづくり提案を基本とした地区計画を都市計画決定しました。	・随時、復興まちづくり計画の見直しを行っていきます。 ・測量・設計、用地交渉を進め、着手可能な箇所から順次工事に着手していきます。 ・避難地等において、防災機能の強化を目的とした防災施設の設置を検討しています。 ・まちづくり提案をいただいた内容を実現していくために地区計画制度を活用し、計画で指定する範囲内で新設される道路、公園、建築物などに関するルールを定めていきます。																		